2　1の規定にかかわらず、政治的迫害又は戦争の結果受けた傷害若しくは損害に対する補償（損害賠償を含む。）として、一方の締約国、一方の締約国の州又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって他方の締約国の居住者である者に支払われる継続的又は一時的な給付に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条　政府職員

1　(a)　一方の締約国、一方の締約国の州又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国、当該一方の締約国の州又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国の国民

(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2　(a)　1の規定にかかわらず、一方の締約国、一方の締約国の州又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国、当該一方の締約国の州若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国、当該一方の締約国の州若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3　一方の締約国、一方の締約国の州又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

4　1及び2の規定は、ゲーテ・インスティトゥート、ドイツ学術交流会又は両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するその他これらに類する機関に対し提供される役務につき、個人に対し、これらの機関から支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬について準用する。もっとも、当該機関が設立された締約国において当該報酬に対して租税が課されない場合には、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条　その他の所得

1　一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3　1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、1に規定する所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条　特典を受ける権利

1　一方の締約国の居住者であって他方の締約国内において所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、この協定に基づく特典を受けるためにこの協定の関連する規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、この協定に基づく全ての特典を受ける権利を有する。ただし、この協定に基づく特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2　一方の締約国の居住者は、次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、各課税年度において適格者とする。

(a)　個人

(b)　適格政府機関

(c)　法人（その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において上場され、又は登録され、かつ、通常取引されるものに限る。）

(d)　年金基金又は年金計画（当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）

(e)　当該一方の締約国の法令に基づいて設立された者であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

(f)　個人以外の者（当該者の議決権のある株式その他の受益に関する持分の六十五パーセント以上が、(a)から(e)までに掲げる適格者である当該一方の締約国の居住者によって直接又は間接に所有されるものに限る。）

3　一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する所得に関し、当該居住者が、この協定に基づく特典を受けるための要件であってこの協定の関連する規定に規定するものを満たし、かつ、次の(a)又は(b)のいずれかの場合に該当するときは、当該特典を受ける権利を有する。

(a)　当該居住者の議決権のある株式その他の受益に関する持分の六十五パーセント以上が、当該所得を直接に取得したとしたならばこの協定に基づいて同等の又は当該特典よりも有利な特典を受けることができる者によって直接又は間接に所有される場合

(b)　当該居住者の議決権のある株式その他の受益に関する持分の九十パーセント以上が、当該所得を直接に取得したとしたならばこの協定又は当該所得が生ずる締約国が他の国との間で締結した協定に基づいて同等の又は当該特典よりも有利な特典を受けることができる者によって直接又は間接に所有される場合

4　2(f)又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a)　源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。